

1. 件名:MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談
2. 日時:令和5年9月28日(木)10時00分～10時30分
3. 場所:原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員
MHI 原子力研究開発株式会社
核燃料取扱主務者 他3名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
・NDCの核燃料物質使用変更許可申請の補正方針について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	それでは、令和5年6月2日付けに申請がありました、MHI原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用変更許可申請の、
0:00:14	補正方針に関わる面談を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは早速、
0:00:23	質問に移らせていただきたいと思います。
0:00:30	面談資料の2ページ。
0:00:33	になります。その前ちょっとごめんなさい。恩田ですけれども、資料ありがとうございます。前回の、もし、すみません、エヌ・ピー・シーウワダイですがちょっと音声が届かないように声が聞き取りづらくなっております。
0:00:50	これ大丈夫ですか。
0:00:53	NTTウワダイで申し訳ございません。ちょっと声はまだ聞こえておりません。これはどうです。
0:01:00	大分近づいて100です。ホンダですけど、これはいかがですか。はい。
0:01:08	はい。NTTウワダイ月大分聞かれます。すみません。ちょっと補足だけ。概ねね、前回の面談で、ちょっと最後に確認させていただいたことを、こうやって資料にさせていただいたということだと思っております今日の資料っていうのは。
0:01:24	大体前回の面談で直交合意した話を書いてくださってありがとうございますということでちょっと、さっき瀬尾さんからちょっとありましたけど今日は、
0:01:35	面談ない資料についてはもう、こちらでもちょっと一応確認は概ね済んでるので、ちょっと確認したい事項を
0:01:44	面談で確認させてくださいという流れになってます。はい。ごめんなさい。瀬尾さん、よろしくお願いいたします後、
0:01:50	本当ありがとうございます。
0:01:53	当原子力規制庁の世良ですけれどもすみません等質問の方をさせていただきたいと思えます。
0:01:59	先ほどそうですね面談資料の2ページ。
0:02:04	になります種。
0:02:07	2ポツの
0:02:10	位置構造及び設備に関する技術基準適合性の追加のところにあります。上から1、
0:02:19	4行目ですねのなお書きの部分になりますね。
0:02:23	この部分について、こちら
0:02:26	今回追加するドラフトチャンパに出て売りは取り扱わないことも含めて本申請では1F燃料デブリに関する技術基準の記載を削除する方針とすると

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	記載しているんですけどもこちらの方でこれを、1F燃料デブリに関するものを削除して、問題はないのかということ、希釈です。お聞きしたくてですねキチョウカ一。
0:02:51	さっきこちらの1不燃料デブリに関するものを削除して、すでに企業家の、
0:02:58	何て言うんですか許可から外れないのかということ
0:03:02	なんかすぐ聞きたくてですね。
0:03:07	はい。
0:03:08	nGyです。そちらにつきましては、こちらに記載してある通り、あくまで技術基準の記載欄につきましては、
0:03:19	中央施設の位置構造に関する規則、こちらの方の適合性を確認するための項目であると11章は、その項目であると認識しております、
0:03:31	今回に関しましては、デブリではなくて、轟さんまの新設というところで、そこに注目を
0:03:40	徳田氏をして、記載をするといった方針を考えておまして、デブリをすべて削除するものではなくてあくまで、
0:03:50	11章に記載のある期、
0:03:54	機械ですね、その部分を削除する方針でございます。
0:04:07	原子力規制庁のセオですありがとうございます。
0:04:14	上手くこれに付随する質問になるんですけども。
0:04:20	今回追加するドラフトチャンバーの、機能に関してなんですけどもすでに清力にある土肥チーフ燃料デブリを取り扱うドラフトチャンバーと同様の機能を有するという認識をしているんですけども。
0:04:34	ちょっとその認識の間違いはないでしょうか。
0:04:38	NBC笑いでございます。はい。先ほど瀬尾さんがおっしゃった通り、江面内山の機能につきましては、前回のドラフトチェンバや、岸岡野ずらそちゃんの性能等変わりはございません。
0:04:56	承知いたしました。ありがとうございます。
0:05:25	このホンダですけどもよろしいですか。
0:05:29	はい。NTT岩井です。はい。なお書きのところはちょっと、すいません私、今、ウワダイさんのご説明、
0:05:38	いただいたけどちょっとイメージできないんで。はい。いや、いいんです当然ね方針なんで、その方針をもとにウワダイさん、NDCさんの方では補正申請こんな感じで出しますみたいなことは。
0:05:53	作業着手されてると思うので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:56	それちょっと面談の終わりの方で言いますけど、もう1回面談の場を設けてね、どういった、どういった要は、
0:06:05	どういった形ですすんですかっていうのを、もう1回面談の中で、ちょっと確認させていただくという場を設けたいなと思ってまして。
0:06:16	今、そのなお書きのところは、まさにこういった形になりますってのが示されるのかなと思ってるので、そこでちょっと調整はいかがでしょうかっていうのは、
0:06:27	思ってますけどいかがですか。
0:06:29	はい。かしこまりました。はい。こちらの方でもうすでに対照表の方は作成を進めておりまして、具体的に次回の面談で説明させていただけたらなと思います。はい。
0:06:43	ありがとうございます。
0:06:49	規制庁タツモトです。本田さんすいません認識が違ふようであれば合わせるべきかなと思うんですけど、括弧申請書では、その技術基準は変更の。
0:07:03	ものだけにしましたっていうような部分。
0:07:06	の認識は、
0:07:09	競合と合ってますか。
0:07:10	いやそこそこがちょっとわからなかったんで。
0:07:16	何ちゅうの。
0:07:19	その認識を何もどういった形、どうしてこう、弊社の過去の申請書を振り替えたところってところの変更の都度、記載を削除しておりってところがちょっとわからなかったんで。
0:07:34	はい。それも含めて、1日課題でございます。ただ話を再でするので、ここの方のちょっと表現が一部、ちょっと誤りというか、ややこしいなって。
0:07:45	申し訳ございません。これ変更の角、前回申請設備の技術基準に関する記載を削除と書いてあるんですが、表現的にはこれ作図というよりは省略といったような、
0:07:57	形の方が認識がこうなってるような形になっておりまして、あくまで他の11町以外の部分、例えば取扱設備だとか、取扱量とか、そういったところには変更がないので、あくまで、
0:08:13	11層の記載のみを省略するといったような、表現の方が多田杉井ですすね申し訳ございません。
0:08:22	本田ですけど省略っていうのはその変更がないから、申請書としては省略してるってそういう意味。はい。はい。
0:08:30	そうか。そういうことそれが何かわかりました何となく。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:35	江本です。笑ある説明ありがとうございます。省略ってということを意図してるってことであれば、理解です。認識は一致してるかなと思います。そうです。
0:08:48	もう一度、今回、知ってることだとは思いますがすみませんもう一度言わせていただくと、本文、申請書の本文、
0:08:58	申請書には本文と添付書類がありますと、その本文事項っていうのは申請してもらっている申請権が今回の申請に限らずですね、確保すべて申請していただいている使用施設等、主要施設、貯蔵施設、廃棄施設、
0:09:12	すべての施設設備の設計方針を記載してもらっているの、括弧今回の申請に限らず、すべての設計方針が網羅的に書かれているものだと思います。今回のこの11もそうですね。
0:09:29	ただ今回の申請に対して変更がないものについては省略。
0:09:36	できるというものなので、削除ではなくて省略してます。加古と一緒にすってという御説明っていうところで理解しました。
0:09:46	はい、エンシュウ荒井です。その通りでございますこちらの方でちょっと記載を、記載の表現を誤ってしまって削除としてしまいましたので、ちょっと認識を誤ってしまうような形になってしまいました申し訳ございません。認識が同じでよかったです。その1F燃料デブリについても設計方針としては既
0:10:06	ないものだと思いますが、今回のドラフトチャンバーとの関係で何か記載が
0:10:14	何ていうんですかねもうより良くできるような設計方針になるのであればそこは
0:10:21	ご検討いただければと思います。ただ単純に削除するみたいな形になってしまうと、もうやらないものなので、
0:10:29	使用許可から外してしまうのねっていうような議論になってしまうので、そういう余計な作業にならないように、ちょっとご検討いただければと思います。
0:10:43	かしこまりました。はい。
0:11:01	原子力規制庁の瀬尾です。すいません。それでは次の質問に移らせていただきたいと思います。
0:11:08	面談資料の3ページになるんですけども。
0:11:17	と2ポツの補正内容へと。
0:11:20	お知らせ造粒試験設備の撤去に関することですね、の⑤じゃなくてごめんなさい④ですね、核燃料物質による汚染の、
0:11:30	授業についてという部分に、こちら
0:11:33	が書いて、
0:11:35	その設備の汚染の履歴もはい。
0:11:39	いるかという確認になるんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:49	NBCウワダイでございます。申し上げさせ、汚染の履歴というのは、使用履歴、核燃料物質等が溢れた利益というものを明確にするかどうかといった認識で間違いないでしょうか。
0:12:08	はい。その人シキイで、はいその認識の通りになります。
0:12:13	そちらにつきましては、補足説明資料の中で、実際に撤去する支援挿入設備それぞれがどのような主要の経緯があるか。
0:12:26	どういった部分で使用してきたかというのは明確にした状態で、その汚染の除去、もしくは、汚染をしてないものは、どうやって廃棄すると。
0:12:36	5番に繋がるような形で記載をしようと考えております。
0:12:45	承知いたしましたありがとうございます。今言うところの④の方に当間記載があるということで理解いたしました。
0:12:53	今日それと同じページのこの⑥ですね改定撤去作業に伴う措置の工程についてという部分なんですけれども、
0:13:03	こちらの方に
0:13:06	火災対策として、消火器等が設置してあるなどの大きさいいという、記載があるかというお話なんですけれどもその部分が、
0:13:18	ちょっと聞きたいんですけれども。
0:13:29	NBCウワダイでございます。そちらにつきましては解体撤去の際に切断等を行いますので、
0:13:40	社内の規定に則って、消火設備の消火器等の設置等でございますので、そちらにつきましては繰り返しますが、社内規定に則って対応する旨を、こちらに記載しようと考えております。
0:14:06	すいませんまだ原子力規制庁のセオですね少々お待ちください。
0:14:35	原子力規制庁の制度すいませんお待たせいたしました。えっとですねこちらの認識が間違っていたら大変申し訳ないんですけれどもおそらく何ていうんすかね。解体せ、解体撤去作業は社内規定に沿って行うという。
0:14:51	その1個、その文言だけを記載するような形になりますでしょうか。
0:15:02	NDCウワダイでございます。今の現段階では、そのような記載の方法を考えております。
0:15:11	院長規制庁西部、えっとですねそのようなごめんなさい、書き方ではなくちゃんと火災対策として消火等を設置しているということを明確に記載していただきたいんですけれどもよろしいでしょうか。
0:15:26	NBCウワダイですかしこまりました。
0:15:30	それはあれですね、今書かれている場所で言うと、六番。
0:15:34	⑥のような形で記載をすればよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:40	原子力規制庁性ですはい認識の通りでございます。
0:15:44	西井ウワダイですかそこもありました。
0:16:02	規制庁タツモトです。ミズノ山ほどありますか。
0:16:16	大丈夫です。
0:16:19	依田さん何かありますか。
0:16:22	恩田ですけどちょっとざくつとした言い方だったかもしれないけど、要は解体撤去作業において、葛西学科まずい火災があったらどうしますか。
0:16:34	どういう対応をとられてますかっていうことを、
0:16:37	資料の中で述べていただきたいってことなので、
0:16:41	もともと例えば消火器がそばに置いてありますとか、あとよく言われるのは可燃物は極力、
0:16:50	その周辺の場所からは排除しますとかね。
0:16:55	あと何かなど、あとちょっともつともつと大げさに言うとなだっけ養生シートをかぶせて、例えば火の粉が飛んでも大丈夫なように、周りは養生しますとかねそういった。
0:17:08	他の対応をとるっていうのが何かよく見られるところなので、NDCさんにおいて、数点、今の対策をね完全にやってくれっていうことでは全然ないので。
0:17:20	NDCさんに置いてできる、でき得る対策も、最も、
0:17:25	必要最小限の
0:17:28	火災対策で或いはもう、消防法の関係でね。
0:17:33	もう消火器が置いてありますよっていうことではそのことは記載してもらいたいなというところでございます。以上です。
0:17:42	NBCウワダイです。かしこまりました。
0:18:02	院長規制庁セオです。
0:18:06	当方からは、確認事項はないんですけども、衛藤原子力原子力規制庁の江セオさん、はい。
0:18:16	あれ、何かあったんや2ページのミズノさんの中じゃん。
0:18:21	そうですね。村長。うん。
0:18:25	原子力規制庁の水野です。はい。お願いします。よろしいですか。
0:18:30	2ページ目でちょっとページ数戻るんですけども、補足説明資料の添付というところで申請書の添付資料として、
0:18:39	ドラフトチャンバーのことを書いていただくということだったんですけど。
0:18:44	ちょっと見、前回までの面談で何、私の認識で
0:18:51	買略図とかどこに設置するかとかですね。
0:18:54	適合性についての確認っていうのはあったかと思ったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:58	フレッチング処理についてって実際の中での作業内容っていうのは、
0:19:06	これってその他のこの際という、これまでの、例えばそういう追加するっていう時とかにおいても、このような形で添付資料として書かれてたんでしょうか。
0:19:17	ちょっと仕様の何ていうんですか、方法とか目的のところを確認できることなんじゃないかなとか思ったんですけど、いかがでしょうか。
0:19:34	でも、20 ウワダイです。少々お待ちください。はい。
0:21:53	NDCウワダイです。すいませんお待たせいたしました。
0:21:59	先ほどの説明の中で、マドラスチャンバーの中で、今回新たに使う、すいません新設するドラフトチャンバーの中で行う処理について、ちょっと許可書の方を確認をしまして、年をまず資料の方法につきましては、
0:22:17	目的番号の1-8、この中のきちん総数の中で、ウランの試料の研磨というような記載のみ、書いております。
0:22:27	また、
0:22:28	7 ポツの7 そうですね、主要施設の設備、これに関しましても、今回のドラフトチャンバーについて、筋層試験設備の中に新たに追加するといったような書き方をするので、
0:22:43	具体的なそのドラフトチャンバー内での、その処理については、そこまで詳しく今回、今回とか前回も踏まえて、この許可書に記載がないといったところで、
0:22:55	その内容について補足説明資料で詳細に説明しようと言ったのが、今回の意図でございます。
0:23:05	議長のミズノでしようと思いました。
0:23:08	何ていうんですか。
0:23:17	添付資料としてそこまで載せられても、特に問題はなく、次回次回ですかね。はい。
0:23:26	先ほど申し上げ、本多の方から申し上げた通り
0:23:32	実際の申請、補正申請のような形でですね内容を、
0:23:37	次回お話いただけるっていうようなこともございましたのでそちらでまた確認できるということでよろしいですか。
0:23:45	そちらにつきまして今の話ですと、補足説明資料の中の具体的損ドラフトチャンバーで行うエッチング処理の内容の説明についてご説明させていただくといった認識でよろしいでしょうか。
0:24:01	それとも申請書本文について、どういったような書き方をするのかといったところで、ご相談させていただくといったような認識でしょうか。
0:24:20	越冬
0:24:28	皆さん、はい。安保古閑ですけど本、どこに書くかっていうのをちょっといろいろ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:39	こちらの中でも議論があつてつまり今回、
0:24:42	ドラフトチャンバーでこのエッチングの話を、それだけ今回の変更の分だけポイント変えてしまうと他のことで、
0:24:51	他の例えば何、何々市処理とかね、いろんな、駒井処理みたいなことやると思うんだけどそのことに全然触れてないじゃないかっていう。
0:25:00	事が生じるんじゃないかなと思っ。
0:25:02	で、
0:25:04	心配というか、ちょっとこう、なんていうのでこぼこができちゃうかなっていうのをちょっと懸念しているところです。
0:25:12	ここまで意味わかっていただけます。
0:25:24	わかんない。NECウワダイです。さっきの先ほどの説明で、先ほど言った通り本文の中に具体的な説明を入れてしまうと、
0:25:36	何だろう、整合性が他のものと整合性がとれなくなっちゃうっていうのは、確かに同じ認識で、どこまで書けばいいかといったところで、今回はその主要な目的の範囲の中で、
0:25:50	次の追加をします。はい。その設備は何のために使用するのか、使用の目的については、でこぼこが生じてしまうので、補足説明資料の中で、実際に、
0:26:02	補強といったような、こちらの認識でございます。それが④の話でその表でございます。
0:26:10	わかりましたその当庫でこぼこができてしまうって認識は今ちょっとちょうど、それが正しいかどうかというとまた別ですけど一応、
0:26:21	認識としては合致したので、
0:26:24	その説明資料の中で既許可の目的の範囲、既許可の使用の範囲の中で、新しく設置するドラフトチェンバはこういうふうに使ってというような記載が、説明の中で、
0:26:38	説明資料の中で、示されるってことについては、そそういうその観点でちょっと確認をしたいなと思います。
0:26:47	そうですか。NBCウワダイですかしこまりました。
0:26:51	衛藤ミズノさん。
0:26:53	どうですかこれで。
0:26:55	規制庁の飯田です。ありがとうございました。はい。正直、何か。
0:27:02	そのくらいのもの。
0:27:04	言葉で書かれるのかなっていう。はい。わかりました。はい。はい、NECウワダイです。補足説明資料の中では、具体的なところを本当に詳細に具体的なところというよりは、概略的なところ、ドラフト三番のエッチング処理っていうのが、
0:27:23	どういったものなのかっていうのを説明できればなと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:29	わかりました。はい、承知しました。
0:27:32	はい。
0:27:45	規制庁、瀬尾です。ホンダ佐保ほかに等確認事項はございますでしょうか。
0:27:51	ホンダです他はないです。
0:28:01	それでは1度面談の方、
0:28:04	示させていただきたいと思います。本日はありがとうございました。ちょっとまた座間熊井。だから戸田ですいません。ちょっとたびたびすいませんちょっと。
0:28:15	真ん中辺で言いましたけどこの方針に基づいて、NTCさんでは今、作業されてると思うので、だから、方針をもとに、
0:28:29	こういった姿になりますっていうことはちょっと改めてね、確認。
0:28:33	ご説明、確認かな、確認させていただくという場を作りたいと思いますのでまた調整させてください。
0:28:41	はい。NGウワダイですかしこまりました。はい。瀬尾さん、お願いします。
0:28:48	皆さんありがとうございます。規制庁清野ですすいません阿藤。
0:28:52	それでは
0:28:54	値段の方、一応示させていただきたいと思います。本日はありがとうございました。
0:29:02	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。